

# 連結納税の承認の申請書(次葉)

※整理番号

子

連結子法人となる法人	(フリガナ) 法人名		※ 税 務 署 処 理 欄	署 名	
	納 税 地	〒 電話 ( ) -		部 門	
	(フリガナ) 代表者氏名			決 算 期	
	事 業 種 目	業		業 種 番 号	
	資本金又は 出資金の額	円		入 力	
	発行済株式 等の状況	付表2(発行済株式等の状況)のとおり		備 考	

6 連結子法人となる法人が、法人税法第4条の5第1項又は第2項第5号の規定により承認の取消しの処分又は同条第3項の取りやめの承認を受けたことがある法人である場合には、当該取消しの処分の日又は当該承認を受けた日

平成 年 月 日

7 上記6の処分の日等における法人名及び納税地(本店又は主たる事務所の所在地を含む。)

法人名 \_\_\_\_\_ 納税地 \_\_\_\_\_

8 法人税法第4条の3第9項の規定に基づく法人の区分等

申請書(初葉)の「4 設立事業年度等の承認申請特例の適用を受ける旨の記載事項」に記載した場合で、法人税法第4条の3第9項に規定する時価評価法人又は時価評価法人が発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する連結子法人となる法人(以下「関連法人」といいます。)のいずれかに該当するときは、該当する□にレ印を付すとともに、連結子法人となる法人に係る連結納税の承認の効力が生じる期間(以下「連結子法人適用開始年度」といいます。)を記載してください。

法人の区分 :  時価評価法人  関連法人

連結子法人適用開始年度 : 自平成 年 月 日 至平成 年 月 日

9 連結子法人となる法人の帳簿組織の状況

帳名簿書類の称	<input type="checkbox"/> 仕訳帳 <input type="checkbox"/> 現金出納帳 <input type="checkbox"/> 売上帳 <input type="checkbox"/> 仕入帳 <input type="checkbox"/> 総勘定元帳	<input type="checkbox"/> 売掛金元帳 <input type="checkbox"/> 買掛金元帳 <input type="checkbox"/> 棚卸表 <input type="checkbox"/> 貸借対照表 <input type="checkbox"/> 損益計算書	<input type="checkbox"/> 売上伝票 <input type="checkbox"/> 仕入伝票 <input type="checkbox"/> 振替伝票 <input type="checkbox"/> 見積書 <input type="checkbox"/> 注文書	<input type="checkbox"/> 契約書 <input type="checkbox"/> 納品書 <input type="checkbox"/> 請求書 <input type="checkbox"/> 領収書 <input type="checkbox"/> ( )
帳票形態			記帳時期	

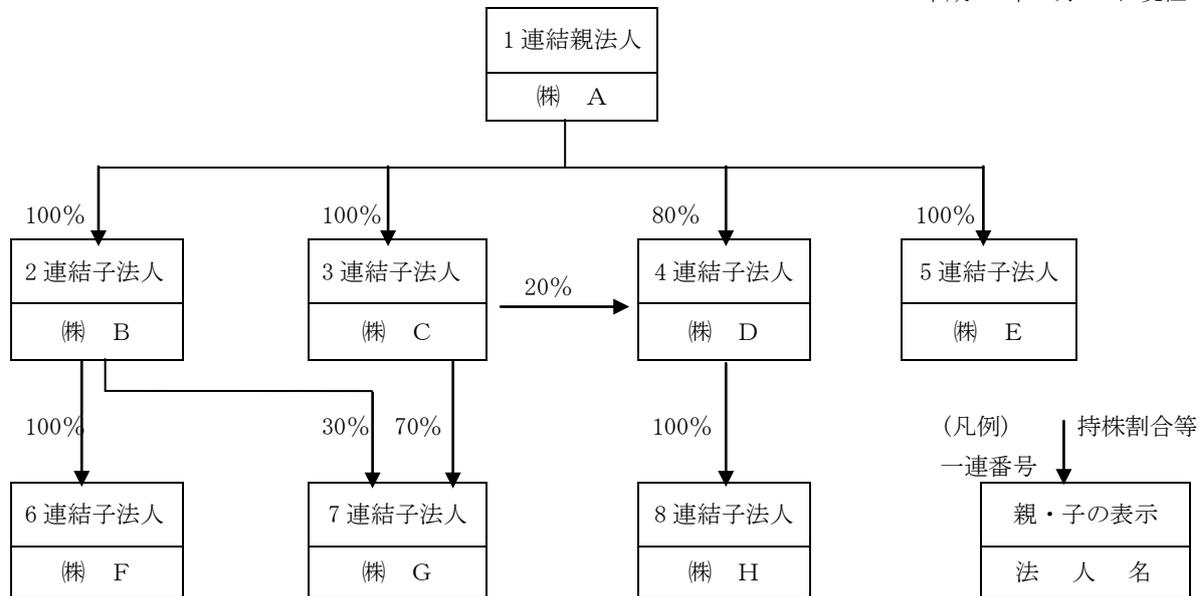
(規格A4)

## 「連結納税の承認の申請書」の記載要領 (2)

### 5 添付書類の作成例

#### (1) 出資関係図

平成 22 年 X 月 XX 日現在



(注) 申請書に記載したすべての法人を記載してください。

#### (2) グループ一覧

平成 22 年 X 月 XX 日現在

一連番号	所轄税務署名	法人名	納 税 地	代表者氏名	事業種目	資本金等 (千円)	決算期	備考
1	麹 町	(株) A	千代田区大手町 1-3-3	a	鉄鋼	314, 158, 750	3. 31	
2	仙台北	(株) B	仙台市青葉区本町 3-3-1	b	機械修理	34, 150, 000	6. 30	
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

(注) 1 一連番号は、上記(1)出資関係図の一連番号に合わせて付番してください。

2 持株割合が 100%であるが、法人税法第 4 条の 2 又は同第 4 条の 3 第 2 項の規定により、申請法人にならないものがある場合には、「一連番号」欄に「対象外」と表示して、法人名等を記載してください。

また、対象外となった理由を「備考」欄に、「取消有」等と簡記してください。

### 6 その他事項

法人税法施行令第 14 条の 7 第 4 項又は同令第 14 条の 9 第 2 項の規定により、連結子法人となる法人が、連結親法人又は連結親法人となる法人との間に当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人による完全支配関係を有することとなった場合など、連結子法人となる法人に異動が生じた場合には「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」又は「連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類」を提出してください。

時価評価に関して、平成 18 年改正前の法人税法第 61 条の 11 第 1 項第 6 号（連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益）又は同法第 61 条の 12 第 1 項第 4 号（連結納税への加入に伴う資産の時価評価損益）の規定により時価評価を要しない法人に該当する場合には、「連結納税の開始等に伴う時価評価資産に関する届出書」を所定の提出期限までに提出する必要があることにご注意ください。